

「総務省関係国家戦略特別区域法施行規則を制定する省令案に係る意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方  
(令和2年6月9日～同年7月8日意見募集)

提出件数2件(個人2件)

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた 案の修正の有無
1	個人	私は少し電磁波過敏症気味で、帯静電気質です。最初にスマホをWi-Fiで使った時の体への負荷は忘れられません。今はなんとか慣れましたが。自動運転はそういったことは大丈夫でしょうか？もし体に負荷がかかるのなら、何か対応策をして頂けるとありがたいです。よろしくお願いします。	我が国では、電波が人体に悪い影響を及ぼすことのないよう、科学的知見を基に、十分な安全率を見込んだ「電波防護指針」を策定し、この指針値は国際基準にも準拠しています。 電波の人体への影響については、これまで世界各国で60年以上にわたって研究がなされていますが、指針値以下の電波では、人体への悪い影響は認められていません。 本省令は、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第25条の2第3項第3号及び同項第4号の総務省令で定める技術とは何かを規定するものですが、これらの技術に係る実験等無線局についても、電波防護指針への適合性を審査の上、免許を付与します。	無
2	個人	本省令案の制定に賛成である。 この様な定義がなされる事は望ましいと考える。 また内容的にも問題が無いものと思われた。(ただし、修正の必要が出た場合は適宜修正を行っていくのが適切と考える。) <p>意見は以上である。</p>	本案に対するご賛同の意見として承ります。	無

注 そのほか、案について全く言及しておらず、無関係と判断されるものが2件ありました。